

令和 2 年 12 月 11 日
総合政策局物流政策課

宅配便の再配達率は約 11.4%

～令和 2 年 10 月の調査結果を公表～

令和 2 年 10 月の宅配便再配達率は約 11.4%でした。

国土交通省では、トラックドライバーの人手不足が深刻化する中、再配達の削減を図るため、宅配ボックスや置き配をはじめ多様な方法による受取を推進しています。

今回の調査結果は前年同月（約 15.0%）と比べて約 3.6%ポイント減となりましたが、これは新型コロナウイルスの感染拡大を契機としてテレワークなど「新しい生活様式」が普及したことによる在宅時間の増加や、宅配ボックスや置き配の活用など多様な受取方法が広まりつつあること等が影響したものと考えられます。なお、今回の調査結果は本年 4 月（約 8.5%）と比べて約 2.9%ポイント増となりましたが、外出自粛要請等の影響があった 4 月と比べて在宅時間が減少したこと等が影響したと考えられます。

今後も本調査を通して再配達の発生状況を継続的に把握し、関係する皆様とともに再配達削減に取り組んでまいります。

近年、多様化するライフスタイルとともに電子商取引(EC)が急速に拡大し、宅配便の取り扱い個数が増加している一方、宅配便の再配達は CO₂ 排出量の増加やドライバー不足を深刻化させるなど、重大な社会問題の一つとなっています。

国土交通省では、こうした問題に対応するため「総合物流施策推進プログラム」において宅配便の再配達率の削減目標（2017 年度 16%程度→2020 年度 13%程度）を設定し対策に取り組んでおり、この取り組みの成果を継続的に把握し、施策の進捗管理を行うことを目的として、平成 29 年 10 月より宅配便の再配達率のサンプル調査を開始しております。（4 月と 10 月の年 2 回実施。調査方法については別紙の調査概要をご参照ください。）

【調査結果】

単位：個

	（今回調査） 令和 2 年 10 月 （調査期間：R2/10/1～10/31）			（参考：前年同月調査） 令和元年 10 月 （調査期間：R1/10/1～10/31）		
	総数	再配達数	再配達率	総数	再配達数	再配達率
都市部	990,957	115,631	11.7%	839,143	139,158	16.6%
都市部近郊	1,559,643	175,134	11.2%	1,325,342	189,901	14.3%
地方	150,202	16,487	11.0%	130,910	15,080	11.5%
総計	2,700,802	307,252	11.4%	2,295,395	344,139	15.0%

※大手宅配事業者 3 社の合計数値

国土交通省では、引き続き再配達の発生状況を継続的に把握するとともに、民間事業者や関係省庁と連携しながら、宅配ボックスの活用や置き配の普及・促進等に向けた施策を進め、引き続き宅配便の再配達削減に取り組んでいくこととしています。

【問い合わせ先】

総合政策局物流政策課 松本、松永
代表：03-5253-8111（内線 53-334）
直通：03-5253-8799 FAX：03-5253-1559

宅配便再配達実態調査 概要

この調査は、宅配便の多様な受け取り機会の提供等の取り組み成果の状況を明らかにするため、平成 29 年 10 月分から実施している宅配便の再配達の調査である。

記

1. 調査名称

宅配便再配達実態調査

2. 調査の目的

宅配事業者の側から定量的に調査を行うことにより、宅配便の再配達状況の時系列変化を把握することで、宅配ボックスの普及促進をはじめとする多様な受け取り機会の提供等の取り組み成果を明らかにするための基礎資料を得ること

3. 調査の範囲

以下、3 エリア（都市部、都市部近郊、地方）が含まれる営業所単位ごとに 4. で指定した調査対象の宅配便名で運送を行う各事業者の取り扱う貨物

- 都市部：東京 23 区で人口密度が高く単身世帯の占める割合が高い区
- 都市部近郊：東京都郊外の市町村で世帯人口が多いところ
- 地方：人口の少ない都道府県の市町村で人口密度が低く世帯人口が多いところ
※人口・世帯等については 2015 年度国勢調査に基づく。

4. 調査の対象

- 佐川急便（飛脚宅配便）
- 日本郵便（ゆうパック、ゆうパケット）
- ヤマト運輸（宅急便）

5. 調査の時期及び期間

- 調査時期：4 月・10 月（平成 29 年度は 10 月のみ）
- 調査期間：4 月 1 日～4 月 30 日・10 月 1 日～10 月 31 日

6. 調査担当部署（提出先）

国土交通省 総合政策局 物流政策課 物流効率化推進室

7. 調査の方法

国土交通省が調査対象の各事業者に対し、貨物の配達総数及び再配達個数を任意の報告として求め、その結果を集計

8. 結果の調査・公表

調査対象の事業者を合計し、都市部、都市部近郊、地方の分類別で公表。事業者毎の公表は行わない。

原則として、調査月の翌々月中下旬に月計数及び率を公表する。

（4 月分：6 月中下旬頃公表予定、10 月分：12 月中下旬頃公表予定）